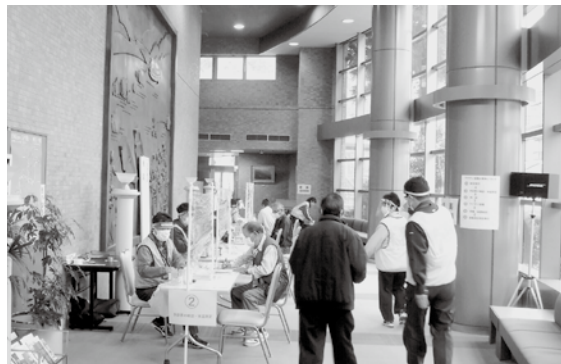




65歳以上の方が対象

新型コロナワクチン接種が始まりました



▲きらら大正での集団接種の様子

[お問い合わせ先]

健康福祉課 ☎ 22-3115

5月8日、きらら大正で65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチンの接種がスタートしました。予約受付の際は、コールセンターへの電話がつながりにくい状況が続き、接種対象者の皆さまに大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

現在、順調に接種を行うことができ、皆さまのご協力に心より感謝申し上げます。16歳以上64歳以下の方を対象としたワクチン接種についての詳細は、高齢者向けワクチン接種の進行状況により、時期を決定しご案内します。今後とも、住民の皆さまには、感染予防に努めていただくとともに、円滑なワクチン接種へのご協力をよろしくお願い申し上げます。



四国電力からのお知らせ

ダム・取水堰の放流について

今年も出水期に入り、集中豪雨や台風の発生するシーズンとなりました。

四万十川上流の津賀ダム（古味野々ダム）および佐賀取水堰（家地川えん堤）では、これらの出水に備え、設備の点検・整備を行い、事故の未然防止に努めています。ダム・取水堰から放流する際、警報車およびサイレンでお知らせしますので、放送などを聞いたときは、



お子様が川の方へ行っていないか



舟や荷物などは大丈夫か

周知および警報は、次のように行っています。



① 警報車による周知



ダム・取水堰からの放流を開始する約30分前にダム・取水堰を出て、下流に向かって順次お知らせします。



ダム放流量等の情報は、下記の電話番号で放送していますのでご利用ください。

☎（フリーダイヤル）0120-27-5430

アナウンスの内容

- ・津賀ダム放流量
- ・佐賀取水堰放流量
- ・昭和測水所水位

[お問い合わせ先]

四国電力株式会社

津賀ダム管理事務所

☎ 27-5314

佐賀取水堰管理事務所

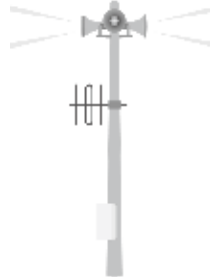
☎ 22-0069



一度確認を行って、水による事故や災害の防止に十分ご注意ください。また、沈下橋は、特に安全を確認してからご通行ください。



② サイレンによる警報



イ. ダム・取水堰からの放流を開始する30分前に一号サイレンの吹鳴を始め、以下順次吹鳴します。

ロ. 津賀ダムからの流入量が、毎秒「770トン」および「3,870トン」になったときもサイレンを吹鳴します。

ハ. ダムからの放流量が著しく増加すると予想されたときもサイレンを吹鳴します。

サイレンの吹鳴方法



1分間吹鳴



15秒休止



1分間吹鳴



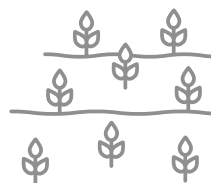
農家の皆さまへ

農地中間管理事業をご存知ですか？

農地中間管理事業のしくみ



農地の貸し借りを希望される方は、ぜひ一度、農地中間管理事業の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

使わない
農地

借り受け



貸し付け

農地の
有効活用

高知県農業公社

農地中間管理機構

☑ 離農される方

☑ 営農規模を縮小される方

☑ 農地を相続したが農業をされない方

☑ 新規就農される方

☑ 営農規模を拡大される方

お互いの農地を交換することで農地の集約が図れる場合にも活用できます。

[お問い合わせ先]

高知県農業公社 ☎ 088-823-8618

農林水産課 ☎ 22-3113

大正 地域振興課 ☎ 27-0111

十和 地域振興課 ☎ 28-5111



この事業に協力していただいた方には、農地集積協力金が交付される場合がありますが、一定の要件がありますので、詳しくは右記までお問い合わせください。



高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料の特例的な軽減を見直します

令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せをして軽減を行ってきました。下表のとおり、令和元年度より段階的な見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となっています。

令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。なお、平成30年度以前において9割軽減であった方については、令和2年度に見直しが完了し、すでに本則どおりとなっています。

対象者の所得要件	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計額					
平成30年度における8.5割軽減の区分 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割		7割

また、保険料を年金からの引き落としで納めている方については、基本的には保険料が変更となるのは10月からです。年度の前半（4・6・8月）は今年の2月と同額を納めていただき、年度の後半（10・12・2月）で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、10月からの引き落とし額が増減する場合があります。

[お問い合わせ先]

町民課 ☎ 22-3117